

(新)琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査 80百万円 (0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

湖沼の水質保全については、平成17年1月の中央環境審議会答申「湖沼環境保全制度の在り方について」（以下「答申」という。）を踏まえ、湖沼水質保全特別措置法（以下「湖沼法」という。）を改正、平成18年4月から施行したところであり、その着実な推進を図ることとしている。

改正湖沼法では、非特定汚染源対策や植生の水質浄化機能の積極的活用等の施策の充実を図ったところであるが、答申、国会審議等においては、更に、水質汚濁メカニズムの解明及び各種汚濁源からの汚濁負荷の的確な把握の推進、経済的手法等の新たな政策手段の導入に向けた検討の推進等を図る必要があると指摘されている。

これらを踏まえ、湖沼の水質改善及びその評価には一定の時間が必要であること等に鑑み、対策の更なる高度化を図るために今から琵琶湖等の代表的な湖沼を対象に、今後の新たな対策に向けた調査・検討を同時に進めていくことが緊要であることから、以下の調査を実施する。

2. 事業計画

調査項目	H19	H20	H21	H22
・湖沼水質関係資料等の集積・精査等	←	→		
・汚濁メカニズム解明調査（生態系、地下水等）	←		→	
・汚濁メカニズムのモデル化の検討		←	→	
・汚濁負荷量管理に関する調査・検討	←		→	
・水質改善効果の金銭換算等の定量的評価	←	→		
・経済的手法の検討	←	→		
・諸外国の湖沼水質保全に係る最新知見の調査	←	→		
・高度化枠組検討調査		←	→	

3. 施策の効果

湖沼水質保全施策の更なる高度化を図るために必要な調査・検討を進めることにより、湖沼の水質保全の一層の推進を図る。

湖沼水質保全対策の推進

